第二部 価格設定 ガイドライン

I 価格設定プロセス編

(1)ポジショニング設定

地域市場 (競合市場) の価格水準に対する自社のポジショニングを設定する。

対象とする市場における価格水準を福祉用具種目別に把握する
自社としては価格設定のポジショニングをどこに(水準より上、同じ、下)
設定するかを検討する
水準より上に設定しようとする場合、自社の差別化要素は水準以上の価格設
定に耐えられるかを検討する
同水準に設定しようとする場合、市場でシェアを確保する要素は何かを検討
する
水準より下に設定しようとする場合、収支均衡は確保できるかを検討する
シェア確保をねらいとして価格水準を下げる場合、目標とするシェアはどの
ように設定するかを検討する

(2)福祉用具の調達と利用に係るコストのチェック

福祉用具の調達と利用に係るコストの構成をチェックする

「価格設定影響要素のチェックシート」のコアサービスコストの項目につい
て適合評価する
△と×の構成比を概観し、調達コスト、人件費コストが、十分に管理できて
いるかを評価する
管理できていると評価できた場合、コストの調整幅はどの程度あるかを確認
する
管理できていないと評価したコストについては、過大なコストになっていな
いか確認する
標準とするサービスプロセスの実施に支障がないかを確認する

(3)福祉用具貸与サービスとしての共通経費のチェック

福祉用具貸与サービスとしての共通経費の構成要素をチェックする

「価格設定影響要素のチェックシート」の福祉用具貸与サービスとしての共
通経費の項目について適合評価する
△と×の構成比を概観し、調達コスト、人件費コストが、十分に管理できて
いるかを評価する
管理できていると評価できた場合、コストの調整幅はどの程度あるかを確認
する
管理できていないと評価したコストについては、過大なコストになっていな
いか確認する

(4)福祉用具貸与サービスの価格設定

経費の構成要素のチェックを踏まえて福祉用具貸与サービスの価格を設定する

福祉用具種目別に、コスト構成から想定コストを積み上げた価格を仮設定す
る
仮設定した価格が当初設定したポジショニングに適合しているかを確認す
る
ポジショニングを上回っている場合は、超過分を調整できるコスト項目を検
討し、コスト抑制の方策を検討する
ポジショニングを下回った場合は、その価格水準で当初想定したサービスを
提供できるのか再度確認する
問題が発見された場合は、調整すべきコスト項目を検討し、サービス提供の
改善を図る
事業の方針を見直す場合は、(1)にもどって価格設定プロセスを再検討す
る
市場環境が変化した場合も、(1)にもどって価格設定プロセスを再検討す
る

Ⅱ 価格設定要素のチェックシート

【利用方法)

- チェック項目を順に確認し、それぞれの項目について、自社での対応状況を、概ね適合していれば○、部分的な適合と評価すれば△、適合していないと評価すれば×の欄をチェックしていきます。
- 最後までチェックして、○、△、×がどの分野に分布しているかをみることで、自社のコスト項目への対応の傾向が見えてきます。
- ○の項目はコストの調整手段を残している可能性があり、価格設定の当面の調整項目 とできる可能性があります。
- △、×の項目は、コスト管理の視点での今後の改善項目であり、改善を進めることで長期的な調整項目に転換できる可能性があります。
- 福祉用具貸与事業の経営としては、これらを組み合わせて経営方針と価格設定のバランスを検討することができます。

価格設定影響要素のチェックシート

項目		【チェックする視点】 ・チェック項目 (適合評価	適合 一部適 非適合	
コアサービスコスト	福調トコーニー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー	 【福祉用具本体の調達】 ・用具種類別に自社調達とレンタル卸の使い分けが検討されている・自社調達における購入とリースの使い分けの方針は明確か・購入、リースとも仕入れルートは仕入れ価格を比較評価したルーが確保されているか・自社調達の仕入れルートは仕入れ価格を比較評価したルーが確保されているか・レンタル卸の仕入れルートは仕入れ価格を比較評価したルートが保されているか・レンタル卸への委託業務の範囲は価格以外の消毒・メンテナンスサービスの比較評価がされているか・在庫の商品の過不足は常時、チェックされているか・自社保有福祉用具の減価償却費は、福祉用具以外の資産の償却費分けて管理されているか・ 温祉用具種目別に償却期間の方針、設定及び見直しがなされていか・ 福祉用具以外の物件費の償却期間の方針、設定及び見直しがなさているか・ 福祉用具以外の物件費で主なものは把握されているか・その物件費は自社の福祉用具貸与サービスに不可欠なものか 【付帯的な調達コスト】・福祉用具本体に対する保管設備、消毒設備など、用具メンテナンに係るコストは把握されているか・レンタル卸以外の委託費は定期的にチェックされているか・レンタル卸以外の委託費は定期的にチェックされているか・ アックを経費とは定期的にチェックされているか・ 別達コスト全体の把握】 ・事業経費全体に占める調達コストの比率は定期的にチェックされているか・ 調達コストの比率をコントロールする仕組み、ルールは明確になているか・ 調達コストの比率をコントロールする仕組み、ルールは明確になているか・ 	ト る 確 の と る れ ス て		

項目		【チェックする視点】 ・チェック項目 合評価	: 適合 : 一部 : 非適合 	
	福祉用具 の利用に 係るコス ト	・人件費(給与)水準の設定について地域の平均水準を意識しているか ・現場担当従業員の人件費とバックグラウンド担当従業者の人件費比率について基準を設定しているか ・その基準をチェックする仕組みを有しているか ・常勤従業者数と非常勤従業者数の比率について基準を設定しているか ・その基準をチェックする仕組みを有しているか ・他社に比べて、特に技術、専門性を要するサービスを行っているとの認識があるか ・技術、専門性によるサービスの特色が、人件費の違いとして認識されているか		
福祉用具貸与サービスとしての共通経費	販管費	 ・資材(福祉用具など)管理のシステムを有しているか ・資材(福祉用具など)管理のシステムの機能は自社の事業規模、運営手法に適したものといえるか ・そのシステムの運営コストは明確に把握されているか ・サービス実施管理、報酬請求のシステムを有しているか ・サービス実施管理、報酬請求のシステムの機能は自社の事業規模、運営手法に適したものと評価できるか ・そのシステムの運営コストは明確に把握されているか ・人材管理のシステムを有しているか ・人材管理のシステムの機能は自社の事業規模、サービス運営に適したものといえるか ・そのシステムの運営コストは明確に把握されているか 		
	人件費	・資材(福祉用具など)管理の担当者、担当部署が明確になっているか。 その担当者、担当部署のコストが明確に把握されているか。 特に必要とされる技術、専門性があるか。 その技術、専門性のコストは明確に把握されているか。 サービス管理、報酬請求の担当者、担当部署が明確になっているか。 その担当者、担当部署のコストが明確に把握されているか。 特に必要とされる技術、専門性があるか。 その技術、専門性のコストは明確に把握されているか。 人材管理の担当者、担当部署が明確になっているか。 その担当者、担当部署のコストが明確に把握されているか。 その担当者、担当部署のコストが明確に把握されているか。		

項目		【チェックする視点】 ・チェック項目	<u>商</u> 合平西	 適合 一部適 非適合 	合 ×
		 ・特に必要とされる技術、専門性があるか ・その技術、専門性のコストは明確に把握されているか ・役員報酬(対象人数、報酬額の水準、支給方法など)について明な方針があるか ・コストに対する役員報酬比率について明確な基準を設定している ・その方針、基準をチェックする仕組みがあるか ・人件費に対する福利厚生費について明確な基準を設定しているか ・その基準をチェックする仕組みがあるか 	か		
	その他経費	 ・広報・広告費の構成比は把握されているか。 ・その費用は、自社の福祉用具貸与サービスに不可欠なものか ・コストに対する広報・広告比率についての基準が設定されている ・教育研修費の構成比は把握されているか。 ・その費用は、自社の福祉用具貸与サービスに不可欠なものか ・コストに対する教育研修費比率についての基準が設定されている ・輸送関連費の構成比は把握されているか。 ・その費用は、自社の福祉用具貸与サービスに不可欠なものか ・コストに対する輸送関連費比率についての基準が設定されている 	か		

価格水準に関するチェックシート

項目	チェックする視点		△:	適合 一部通 非適合	
		ІЩ	0	Δ	×
コストを踏ま	・コストと価格設定の関係に明確な方針があるか				
えた価格設定	・方針に即した価格設定がされているかをチェックする仕組みがある	らか			
	・自社の過去の価格の推移をチェックしているか				
地域内の価格	・用具種類別に地域の価格水準を常に意識しているか				
水準と自社の	・地域の価格水準に対する自社の価格設定の位置づけについて明確な	よ方			
ポジショニン	針があるか				
グ	・方針に即した価格設定になっているかをチェックする仕組みがある	るか			
	・全国の貸与価格の平均・最頻値をチェックしているか				

福祉用具貸与サービス事業所における サービスプロセス及び価格設定 ガイドライン

平成29年3月 発行

発行者 一般社団法人 日本福祉用具供給協会 〒 105-0013 東京都港区浜松町 2-7-15 TEL 03-6721-5222 FAX 03-3434-3414

※本事業は、平成28年度 老人保健事業推進費等補助金の助成を受け、行ったものです。